

(別紙)

賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担

項目	内容
①契約方法	貸主、県（借主）、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約 ※ 契約トラブル等の防止のため、宅地建物取引業者による仲介・媒介を必須とする。
②契約期間	(第6条(2)①、②、③、④又は⑥に該当する者) 原則2年。 また、被災前から借家や公営住宅に入居をしていた者に応急仮設住宅を供与する場合については、次の借家を探す期間を考慮して提供するものとする。 ただし、被災状況を踏まえ、新たな借家を探すことが困難な場合については、内閣府と調整の上、期間の延長を行うものとする（最長2年間）。 (第6条(2)⑤に該当する者) 応急修理開始の日から最長6か月。ただし、応急修理が完了した場合は速やかに退去するものとする。
③建物の耐震性	昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された民間賃貸住宅を対象とする。
④規模（面積）・間取り	戸建、長屋建て、共同建てを問わない。 世帯人数に応じた間取りとし、通常の間取りに対応した面積とする。 車椅子等を利用している者については、可能な限りバリアフリー住宅を提供すること（3LDKの範囲内）。
⑤賃料 （世帯毎の賃料の限度額）	(1) 1人世帯 月額 6万2千円以内 (2) 2人～3人世帯 月額 8万8千円以内 (3) 4人以上の世帯 月額 8万9千円以内 ※ 乳幼児は0.5人で換算し、世帯で合計した上で、小数点以下を切り上げる。
⑥賃料以外での金員	・ 共益費・管理費（社会通念上適正な金額を限度） ・ 退去修繕負担金 ^{※1} （賃料の2箇月分を限度） ・ 礼金（賃料の1箇月分を限度） ・ 仲介手数料（賃料の0.55箇月分を限度） ・ 損害保険料 ^{※2} （県が包括保険契約を行う。） ・ 入居時鍵交換費（社会通念上適正な金額を限度）
⑦入居者負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等
⑧留意点	(1) ペット飼育においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に賃料の加算はできない (2) 駐車料においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に賃料の加算はできない。 (元々の家賃に含まれ、上記限度額を超えない範囲であれば問題ないが、「ペットを飼育する（駐車場を利用する）場合、家賃に5,000円を加算する」等の取扱いは不可であり、別途入居者の負担となること。)

※1 退去修繕負担金は、借上げた住宅の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるものとする。

※2 損害保険料（家財等の私財への補償を除く。）は、県が包括契約に基づき加入する。